



令和 6 年 5 月 30 日
(午前) 午後 11 時 00 分 受領

No. 1

令和6年5月30日

議長	事務局長	係
		

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 吉村 直城

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>2021年3月議会「小山地区太陽光発電事業に係る不許可処分」一般質問から既に3年余、違法行為は認められたものの、係争中との事で状況を見ていたが、金額だけの問題と町の回答。その回答もないまま既成事実の重大さにもかかわらず、問題処理もないまま任期を終えようとしている現状。本問題での当時の答弁、全協での説明等をしっかりと把握の上答弁を求める。</p> <p>1 2021年3月議会「小山地区太陽光発電事業に係る不許可処分」について</p> <p>(1) 2017年2月当時の課長（監督権限者）の立場で工事停止命令は職権濫用ではなかったのか。</p> <p>(2) 全協での説明では「本人からは覚えてない、署名は会計の立場でした。」と。約5か月間にわたる工事停止命令を解く協定書に会計の立場で署名できるのか。</p> <p>(3) 「当時の対応は不適切だった」と報道取材では認め、反省コメントまで出しながら何故原因究明、再発防止策を講じなかったのか。何故処分しなかったのか。町長の重大な過失ではないのか。</p> <p>(4) 2020年1月28日地区住民と思われる方から、</p>	町長

<p>①地区住民とのトラブル。②申請地以外の造成確認。 ③造成工事により災害の発生及び生活に被害の出る恐れ の緊急性。上記3点の通報により現場確認。理事者 協議で不許可処分。作られた3点の現場確認をどの様 にしたのか。</p> <p>(5) 条例にもない不許可処分を決定。一方条例で定め た事業者への指導措置を何故しなかったのか。</p> <p>(6) 前代未聞の不祥事。徹底した原因究明、再発防止 策はどうなっているのか。</p> <p>(7) 地区の問題(分断)行政からの指導、対応の状態 はどうなっているのか。</p>	
<p>2 補償について</p> <p>(1) 本町顧問弁護士でなく本事案担当弁護士に全てを 任す。それがいつから町の顧問弁護士に切り替わって いるのか。</p> <p>(2) 「貴社には一切の非はなく、全て町の責任、補償は 誠意をもって対応する」任期中に結論はでそうもない。 最高責任者としてどの様に対応するのか。</p>	町長
<p>3 処分について</p> <p>明々白々の事実は、原因究明すればするほど明確にな る。自らの処分、関係職員の処分もせず、「全ての責任は 自分にある、重大な責任は全て自分がとる。」と、答弁。 残任期間4か月でどの様にとるのか。</p>	町長
<p>4 行政に対する信頼の失墜、公務員の倫理が問われて いる昨今、組織のコンプライアンス、求められる公務員 としての責務について。そこで伺う。</p> <p>(1) 採用での最重要視点は何か。</p> <p>(2) 長期休暇、中途退職者が目立つが、ここ10年の</p>	町長

実態は。

(3) 職員の指導、研修はどの様にしているのか。

(4) 不祥事等の対応、処分はどの様にしてきたのか。

5 総合計画（第3次）について

(1) 縮小社会において、財政規模等実態に応じた見直しの必要性ありと思うがどうか。

(2) 総合計画の責任は誰が持つのか。

町長